

笠岡市公共施設の見直し方針（案）

1 はじめに

本市では、多様な行政需要に対応するため、これまでに学校施設、公民館、福祉・保健関係施設、市営住宅など、多くの公共施設を建設し保有してきました。これら公共建築物の約半分は築後 40 年以上が経過しており、今後、建て替え時期が集中することにより大きな財政負担が想定されています。また、現時点でも施設の維持管理や修繕、改修に要する費用の増大が深刻化しています。

一方で、少子高齢化の進展に伴う年齢構成の変容や社会ニーズの変化、地域の実情を鑑みて、必要なサービスの維持や目的の転換を図りながら、将来に大きな負担を残さないような人口規模にあった施設数にするため、施設の集約化・統廃合を積極的に進めていく必要があります。

こうした状況を受け、本市では、平成 28 年に笠岡市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」）を策定し、施設の計画的な長寿命化や総量の縮減、新規整備を抑制し施設の複合化と運営の効率化を進めることとして、公共施設の延床面積を令和 36 年度までに 25% 削減するという目標を掲げています。

財政健全化プランにおいても、「公共施設のあり方見直し」は主要な取組項目となっており、この目標の達成に向けた取り組みを加速させるため、現在稼働中の公共施設（以下「公共施設」）のあり方についての今後の方向性を示す「笠岡市公共施設の見直し方針」（以下「見直し方針」）を策定します。

2 方針の位置付け

本見直し方針は、総合管理計画の下位に位置づけられる方針であり、その他の関連計画等と連携しながら進めるものとします。

3 検討対象施設

公共施設の見直しを検討するに当たり、対象とする施設は、本市の公営企業会計に属する施設を除く施設とし、このうち、学校施設やこども園、住宅施設などのように個別に再編や長寿命化等を検討している施設及び市庁舎を除いた施設を対象に検討することとします。

4 見直しの方針

1) 以下の基準をもとに、一部機能の廃止、民間譲渡、集約化、廃止・統廃合を検討します。

- ・ 民間で代替可能
- ・ 特定の使用目的の施設で、使用者が限定的
- ・ 設置当時の役割を終えている
- ・ 費用対効果の観点から廃止が望ましい
- ・ 近隣に類似機能を持つ施設がある
- ・ 設置目的に沿った利用状況ではない
- ・ 他施設と統合することで効率的・効果的運用が見込まれる
- ・ 施設の運営において必須ではない機能を有する

2) 譲渡について

- ・ 譲渡は現状有姿にて行うことを原則とします。

無償譲渡の場合

- ・ 無償譲渡ができる相手方は、自治会等の認可地縁団体を原則とします。
- ・ 譲渡契約を締結し、3年間は以下のことを制限します。ただし、土地及び建物を併せて譲渡できない場合は、3年経過後も制限することとします。
 - i) 公共的な目的以外での使用
 - ii) 譲渡又は交換
 - iii) 貸付又は担保に供すること

有償譲渡の場合

- ・ 土地、建物ともに市所有で一括譲渡が可能であるものに限りします。

5 取組にあたって

統廃合や譲渡等による保有施設総量の縮減は、本市の行財政改革の大きな柱の一つです。従来から、地域に根ざして活用されてきている施設ですが、老朽化や時代のニーズの変容により利活用状況が変化してきており、施設のあり方を見直す大きな転換期に入っています。財政面で次世代の若者に高負担を強いることがないように、将来に向けた施設のあり方を検証し、スピード感をもって見直しを行います。

公共施設の見直しの推進にあたっては、「関係者への説明及び理解の醸成」、「施設整備時に活用した国等からの補助金等の整理」、「施設管理における指定管理者制度のあり方の検討及び指定管理者の取り扱い」等、いくつかの課題の整理が必要であるとともに、市民の皆さんのご理解とご協力が必要であると考えています。

あり方見直し施設一覧

担当課	方針	施設名	建築年度	見直し方針	備考
人権推進課	譲渡	甲弩集会所	S53	施設の特性や生活改善のための設置当初の目的が、現状と合わなくなっており、施設の利用状況が少なくなっている状況にあります。今後、市での修繕・維持管理等が困難であるため、土地および建物を地域に譲渡し、実情に即した地域での運用に移行することとしたい。なお、譲渡要望がなければ段階的に廃止とした上で土地・建物の売却を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	土地・建物ともに市所有
		新賀(向原)集会所	S53		
		小平井集会所	S52		
		木勢以集会所	S59		
		新賀共同作業所	S57		
		甲弩共同作業所	S53		
		吉田共同作業所	S61		
		吉田農機具保管倉庫	S59		
		小平井農機具保管倉庫	S60		
長寿支援課	入浴施設 廃止	いきいき交流センター (老人福祉センター)	S58	入浴施設は老朽化が進み修繕費等の増大が見込まれ、さらに利用者が減少していることから、R8年度を利用者等への周知期間とした上で、R8年度末で入浴施設を廃止としたい。なお、R8年度中にボイラー等が故障し大規模修繕が必要となった場合は、その時点で廃止としたい。	
	譲渡	炉端の家	H8	先進的に市が設置、運営してきた施設ではありますが、今後、市での修繕、維持管理等が困難であるため、認知症介護研修センターと一体で、現指定管理者に譲渡することとしたい。現指定管理者への譲渡が困難な場合は、段階的廃止等も含めて検討します。	認知症介護研修センターと一体で検討
	譲渡	認知症介護研修センター	H13	先進的に市が設置、運営してきた施設ではありますが、今後、市での修繕、維持管理等が困難であるため、炉端の家と一体で、現指定管理者に譲渡することとしたい。現指定管理者への譲渡が困難な場合は、段階的廃止等も含めて検討します。	炉端の家と一体で検討
	段階的 廃止	北木島高齢者共同生活住居	H4	利用者が少なく費用対効果が低いため廃止方針とし、新規入居者の受け入れを停止します。現入居者には移転を促し、入居者がいなくなった時点で廃止としたい。また、廃止後の利活用については今後検討していきます。	
	入浴施設 廃止後 譲渡	金浦老人の憩いの家 (竜宮荘)	H6	入浴施設については、公衆浴場としての利用者はほぼいない状況であり、本来の役割はなくなっているため、入浴施設は廃止（指定管理の廃止）としたい。また、今後、市での施設の修繕・維持管理等が困難であるため、土地および建物を地域へ譲渡することとしたい。譲渡要望がなければ段階的な廃止を視野に入れて土地・建物の売却を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	

長寿支援課	譲渡	大井ふれあいハウス 番町ふれあいハウス 白石島ふれあいハウス 新山ふれあいハウス 追分ふれあいハウス 尾坂ふれあいハウス 北木西ふれあいハウス 大浦ふれあいハウス	H1 H2 H3 H3 H3 H3 H5 H5	設置当時の役割とは異なる利用方法がなされている実情や、利用人数の減少、地域内における類似施設の存在等を鑑み、今後、市での修繕・維持管理等が困難であるため、地域に <u>建物を譲渡</u> することとしたい。その際、土地は無償貸付とします。譲渡要望がなければ段階的に廃止とした上で建物の解体を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	土地・建物ともに市所有だが、土地上に他施設等があり一括譲渡が不可能
		甲弩ふれあいハウス 金浦ふれあいハウス 横江ふれあいハウス 陶山ふれあいハウス 豊浦ふれあいハウス	H5 H6 H6 H8 H8	設置当時の役割とは異なる利用方法がなされている実情や、利用人数の減少、地域内における類似施設の存在等を鑑み、今後、市での修繕・維持管理等が困難であるため、地域に <u>土地および建物を譲渡</u> することとしたい。譲渡要望がなければ段階的に廃止とした上で土地・建物の売却を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	土地・建物ともに市所有で一括譲渡可能
		楠ふれあいハウス	H8	設置当時の役割とは異なる利用方法がなされている実情や、利用人数の減少、地域内における類似施設の存在等を鑑み、今後、市での修繕・維持管理等が困難である。 <u>土地は筆界未定の個人地</u> であるため、建物の今後のあり方検討にあたっては、地域および地権者等との協議が必要。協議が整い譲渡可能となれば、地域に建物を譲渡することとしたい。譲渡困難または譲渡要望がない場合は、段階的に廃止とした上で建物の解体を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	土地は筆界未定の個人地
		神島ふれあいハウス	H7	設置当時の役割とは異なる利用方法がなされている実情や、利用人数の減少、地域内における類似施設の存在等を鑑み、今後、市での修繕・維持管理等が困難である。 <u>土地は国有地</u> であるため、建物の今後のあり方検討にあたっては、国および地域との協議が必要。協議が整い譲渡可能となれば地域に <u>建物を譲渡</u> することとしたい。譲渡困難または譲渡要望がない場合は、段階的に廃止とした上で建物の解体を検討しますが、廃止時期については地域と協議し判断していきます。	土地は国有地
恵風荘	譲渡	恵風荘	H8	生活保護法に定められる救護施設は、ほとんどが民間の社会福祉法人によって運営されています。運営にあたっては多くの経費が必要で、経常的に市の一般会計を圧迫している現状があります。また、笠岡市民の入所者だけではなく市外からの入所者も多く、笠岡市による単独運営の必要性も低いと思われるため、民間譲渡することとしたい。民間譲渡が困難であれば、現入居者の次の受入先を措置できれば廃止を検討します。	R11.3で起債償還が完了予定。 施設整備時の国・県補助金については、施設の性質が変わらない限りは返還不要